

パブリックコメントの結果の概要

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>個人情報保護委員会において、「個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン(通則編)に記載されたもの(刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等)の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。」というFAQと個人情報収集が法令上例外的に許されている関連法令及び条文が記載されている。</p> <p>評価書には、国税庁長官として個人情報を収集する場合を規定する条文案として以下を記載している。</p> <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表(第9条関係) 第25の項、第36の項、第57の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 <p>2 国税通則法(昭和37年法律第66号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載) <p>3 その他、所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)第5条(国外財産調書の提出)等</p> <p>4 租税に関する相互行政支援に関する条約第6条(自動的な情報の交換)等</p> <p>5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(登録の特例等)、第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求) <p>しかし、上記国税庁が記載した例外的に法令に基づき個人情報を収集する場合として記載している法令根拠及び条文は、個人情報保護委員会がFAQに記載する法律及び条文根拠と一致しないように見受けられる。</p> <p>上記個人情報保護委員会の提示しているFAQ電磁的公文書との整合性を確認することを求める。</p>	<p>評価書の「I 基本情報」の「5. 個人番号の利用」欄は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号を利用する根拠となる法令等を示したものであり、「個人情報保護法」の例外規定を示したものではありません。</p>
2	<p>①情報公開の範囲と透明性について 評価書の構成や内容は非常に詳細であり、個人情報の保護に関する対策が多角的に記載されている点は評価できます。ただし、「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有するファイル」については非公表とされている部分があり、これが一般国民にとっての理解を難しくしている側面があります。可能な限り、匿名加工情報のような形で構造的な流れ(情報の入手・使用・保管・消去のプロセス)や過去の事故発生状況などの概要を示すことで、制度の透明性と国民の信頼を高めることが期待されます。</p> <p>②保管・消去のルールの明確化 「保管・消去」や「保管・消去に関するリスク対策」において、申告書類等の保管期間や削除基準が明確に記載されているか確認しましたが、技術的な詳細に乏しく、情報の完全消去を担保する措置(ログの消去、復元防止技術など)についても記載が十分とは言えない印象があります。クラウドベースでの管理やAIを用いた文書識別・分類の自動化が今後進展する中で、削除や匿名化の厳密性をより高めたガイドラインの明記を希望します。</p> <p>③教育・監査体制の実効性 「監査」および「従業者に対する教育・啓発」において、年次ごとの研修や内部監査が実施されているとの記述がありますが、その具体的な頻度、評価指標、改善の仕組みについてもう少し詳細な情報が必要です。研修内容が形骸化しないよう、情報セキュリティ事故やヒヤリ・ハット事例の共有、行動規範に基づいた実務判断の訓練など、より実効的な教育体制を導入していただくことを要望いたします。</p> <p>④国民向けの説明資料の整備 評価書の記載は行政関係者向けに構成されている印象が強く、一般国民にとってはやや難解です。特定個人情報の取り扱いに不安を持つ方々への説明責任を果たすためにも、国税業務とマイナンバーの関係、情報保護体制の概要をわかりやすく図解・Q&A形式にした広報資料の作成・公開を強く希望します。</p>	<p>①情報公開の範囲と透明性について ご指摘の部分は、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則」に基づき、非公表としています。</p> <p>②保管・消去のルールの明確化 ・国税庁では、引き続き、特定個人情報の保管・消去について、適切に取り組んでまいります。 ・なお、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>③教育・監査体制の実効性 ・国税庁では、「1. 監査」や「2. 従業者に対する教育・啓発」に記載しているとおり、引き続き、特定個人情報の監査や研修を適切に取り組んでまいります。 ・なお、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>④国民向けの説明資料の整備 ・いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 ・なお、国税におけるマイナンバー制度に関する情報などについては、国税庁HP(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm)をご覧ください。</p>

(注)このほか、本意見募集の対象外である御意見を2件いただいております。